

(第59号議案)

中野区区道の構造の技術的基準に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、<u>停車帯、自転車通行帯</u>その他中野区規則(以下「規則」という。)で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>停車帯又は自転車通行帯</u>を設ける道路については、前項の表中「12,000」とあるのは「22,000」と、「10,000」とあるのは「21,000」と、「9,000」とあるのは「21,000」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第31条の規定により車道に<u>狭窄部</u>を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p>(<u>自転車通行帯</u>)</p> <p>第8条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u>には、<u>車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)</u>に自転車通行</p> | <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、<u>停車帯</u>その他中野区規則(以下「規則」という。)で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>停車帯</u>を設ける道路については、前項の表中「12,000」とあるのは「22,000」と、「10,000」とあるのは「21,000」と、「9,000」とあるのは「21,000」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第31条の規定により車道に<u>狭窄部</u>を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> |

帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車道）

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路（第3級及び第4級の道路を除く。次項において同じ。）で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（いずれも前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3～5 （略）

（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通量が多い道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや

（自転車道）

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（いずれも前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3～5 （略）

（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合

むを得ない場合は、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 歩行者の交通が多い第4級を除く道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～5 (略)

第12条～第37条 (略)

(小区間改築の場合の特例)

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第3項及び第4項並びに第25条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

第39条～第41条 (略)

附則 (略)

は、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 歩行者の交通が多い第4級を除く道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～5 (略)

第12条～第37条 (略)

(小区間改築の場合の特例)

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第3項及び第4項並びに第25条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

第39条～第41条 (略)

附則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路については、この条例による改正後の第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。